

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（福祉政策課）

一 趣旨

埼玉県総合リハビリテーションセンターの病院事業に地方公営企業法の一部を適用するため、同法の規定に基づき、必要な事項を定めるための改正

二 内容

(一) 病院事業の設置

(二) 経営の基本

経営の基本方針及び診療科目

(三) 重要な資産の取得及び処分

買入れ又は譲渡をしようとするときに予算で定めなければならない重要な資産は、予定価格七千万円以上の次の資産とする

ア 不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）

イ 動産

ウ 不動産の信託の受益権

(四) 議会の同意を要する賠償責任の免除

賠償額十万円以上の職員の賠償責任の免除

(五) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

七千万円以上の負担付き寄附又は贈与の受領等

(六) 業務状況説明書類の作成

三 施行期日

令和三年四月一日